

疑に入りしたが、この限度額の引き上げについては融資の申し込み希少王
者が多いための各条例の改正である。また、条例の第七条の第二号アが
第六条の第三号の規定によりその保証料を負担することができること
は、市が負担しなくてもよいことと解釈してよいのか。また、現
在、八千九百十セ万円の融資資金が動いているが、償還期間を終らな
延ばす考えがないか。また、こげつきはないか等の質問がありました。
これに対して、融資資金をもう少し多くしてほしいとの要望もあり、昭和
五十九年一月一日現在では運転資金については三十七件と設備資金三十九
件、合計七十九件で八千九百十セ万円の申込者で資金が動いており、要
望する人も多いとのこと。また、第七条の件は、運転資金と設備資
金と合わせてないと五百万円以上になりませんので、両方借りた場合にはその保
証料は市が負担するということに解釈していただくたいと思う。また、
これは従来と同じであるという答弁がありました。

また、八千九百十セ万円の融資については融資審査会をよく討議し
ているが、他市と同様に月数でやっているし、こげつきはまだ昭和三十七年に

一件、昭和五十年に一件の二件だけであり、現在、一時補てん金の方から銀
行に支払ひ、保証人と本人が月々納めているという回答がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決
定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七 議案第九号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第九号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例を審査する前に恵天候の中を現地をつぶさに視察し、審査に入りましたが、この条例改正内容は、東町公園の次に名称は多摩川

緑地福生加美上水公園で、位置は、福生市大字福生一七六三番地一五をつけ加えようとするもので、昭和五十九年四月一日より施行するものであるとの説明があり、お諮りしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第八議案第十号 福生市の一般職の職員の新定年等に関する条例を議題といたします。

本室については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので議案第十号 福生市の一般職の職員の新定年等に関する条例について当委員会の審査報告並びにその審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照
理事者の説明の後に質疑に入りました。

まず委員より、勧奨退職の制度をやっているのはどこか。定年制とともに退職は定年制度だけになるのか。本条例が六十年三月三十一日施行された場合、五十九年五月一日から五月二十日まで退職を申し出るということで、五月二十日には勧奨退職に関する要綱の制度はなくなると思うが、その辺はどうなのかとの質疑に対し、理事者より、勧奨退職をやっているのは島部のみである。

条例施行後は定年退職と普通退職という形になる。

高齢職員の勧奨退職に関する要綱についてだが、五十九年十月一日の基準日現在で、五十五歳でなおかつ十年以上勤務した人であれば五月二十日以降でも基準があれば勧奨退職の支給率を受けられるが、この規定をなくしてしまおうと申し出がでなくなるので、施行日の前日までこの要綱を残しておくたい、ということでございます。勧奨退職そのものの規定は定年条例で十分充足されるので、また合併がなされました。

市の条例の中には退職手当を支給するという条項はないと思うが、どうかとの質疑に対し、理事者より、一部事務組合というのは一つの地方公共

団体である。その権限の中で施行されるものはその自治体として運営する事項で、この場合は退職手当の支給に関する事項を処理するための一部事務組合をつくらうと全権委任をしている。したがって事務処理上、特に退職手当の支給についてうたわれなくてもいいという見解が出ているとの答弁がありました。

さらに委員より、退職手当については本県ならば市議会で審議され、市民に对して公開されるべきと思う。退職手当組合があるために不透明である。今後もっとわかりやすい形で議会なり市民が常に監視ができるような形で運営をしてほしい等々の要望がありました。その後にお諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

よろしく御審議をいただきます。当委員会報告とあり御可決くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) これより十一時まで休憩いたします。

午前十時四十五分 休憩

午前十一時 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本安本については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。 　　まず総務委員長 東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので議案第十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第六号) 歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分について、当委員会の審査報告と今の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略をさせていたいただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

審査の手続等を申し上げますと、まず歳入全般と第二表 地方債補正について審査をし、次に教育費を除く歳出についてを審査をいたしました。

最後に教育費の順序で行ったわけでございます。

まず理事者より歳入全般と第二表の地方債補正について説明を受け、その後直ちに質疑に入りました。

委員より、特別交付税が一億四千万円追加になったということだが、そのほか、たとえば都の振興交付金等が出ていると思う。この予算を提出した後、に相当程度の歳入が残っていると思うのだが、わかる範囲内で教えていたきたい、こういうような質疑がなされました。

それに对して理事者より、今後予測される歳入増としては東京都の振興交付金が三月二十七、二十八日ごろに決まる予定である。昨年と同じくらいになるのではないかと、いうことで約六千万円くらいを考へている。収益事業については天候等の関係で売り上げが減っているというところで減額補正をしなければならぬと思う。大体一億二千万円くらい組んでるので、二千万円くらい減額になるのではないかと思う。これも二十七、二十八日には集計等が出る予定である。

それから一般寄附金で宅地開発指導要綱に基づくものによって三月末

に入ってくる分が約四千万円ほど予定をしている。これは業者との関係であるとの質疑があったわけでござります。

次に法人税の税率が福生は一四・七で羽村あたりは一・三のようだが、この理由はその間に訂正して、理事者より、大体二十六市と羽村町は会社規模によつて一・七・四と一・三に分かれている。基準税率が一・三制限税率が一四・七である。一四・七というのは資本金一億円以上、法人税額が四千万円以上の会社である。福生の場合は資本金一億円以下の会社については一・三の標準税率を使っているが、資本金が一億円以下でも法人税が四千万円以上の会社に訂正して一四・七を使っている。これは秋川、二十三区とも同様であるとの御答弁がありました。

次に歳出の審査については、教育費を除く当委員会の所管分について説明を受けた後に質疑に入ったわけでありますが、委員より、選挙費について一般財源からの持ち出しが出た理由は何かとの問いに訂正して、理事者より、二十六市、特別区、町村の選挙の連合体があり、自治大臣あてに調整費を増額してほしいとの要望を出していた。今回の選挙では全国区が比例代表制の

初めての選挙という点ともあつて経費が相当かたむ。東京都全体では七億九千万円くらい、超過負担が出た。東京都の選挙で自治省と交渉して四億円もつたが、全体の交付率は八〇％程度であった。いままでもほとんどの場合超過負担が出ている。

次に教育費について説明を受けた後に質疑に入りました。委員より、中学校が余りマンモス化すると思われる弊害が出る。人口増ともなれば四中も考えなければならぬと思う。実施計画の中でも四中のことは触れていないが、考えの中に入れていただきたいとの要望があつたわけでござります。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でござります。

よろしく御審議をいただきます。当委員会報告とおり御可決くださいます。ようお願ひ申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 次に建設委員長 加藤謹之助君。

（建設委員長 加藤謹之助君登壇）

○建設委員長（加藤謹之助君） 御指名がございましたので議案第十三号 福生

市一般会計補正予算第六号、歳出予算のうち建設委員会所管分について審査報告をせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案不審査報告書) 別添参照

私たち建設委員に付託されました部分は労働費、農林水産業費、商工費、土木費で、三〇ページから三三ページまででありまして、労働費中失業対策費で、失業対策はどのようなか。農林水産業費の中の緑地用樹木搬出作業員賃金の当初予算は幾ら組んでいるか。樹木地保全費、奨励金はどのような算出方法で何件が奨励金を受けているかとの質問に對して、一点目の失業対策者は現在六名で、作業の内容は田園地区の道路及び側溝の清掃作業、夏場は牛浜野球場の除草、清掃であり、当初予算は十二万四千円で十四名分であったが、実質的には二・五人分で終った。

二点目の搬出作業員は、現在貝塚伊吹が百七十本残っているだけであり、山林でも平地林と準山林と分けて、平地林については税額の八〇%として奨励金を交付しており、準山林については平方メートル当たり二十三円を支給してい

る。五十八年末で終わり、今後は山林のみになると思うとの答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とせていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第十三号の厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し上げます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

質疑といたしまして、老人福祉手当の寝たきり老人百三十六人減ということの理由は死亡とか治ったとかという関係によるものか。それから児童手当は人員減による減額となっているが、その理由は何か。また児童措置費の無認可保育室委託児童委託料が減となっているが、無認可保育室の定員と委託児

の割合はどのくらいになっているのか。それから生活保護の対象人員の減であるが、これは思ったよりも生活保護を受ける方が少なかったのかとの質問に對して、老人福祉手当百三十六人の減は、当初において月八十人を予算計上したが、実績では六十八人であった。これは死亡が主な原因である。

児童手当の減は、昭和五十七年六月に第二次臨時行政調査会の第二次答申がそれ所得制限が強化された。この趣旨というのは、児童手当はあくまでも低所得者に限るということで、その後毎年所得の伸びに応じて所得制限も緩和されるわけであるが、所得の伸びが〇・二％程度で所得制限が伸びないので所得制限が強化されているという解釈が成り立つと思う。それと、もう一つは、十八歳未満の子供が三人いて義務教育終了前の子供まで払っているが、義務教育が終ると払えなくなることもあり、それと同時に出生率の低下も影響していると思う。

無認可保育室は管内では延べ百九人の減。管外と管外委託か一人ずつ増となっている。定員は、全部で三十三人であるが、十二月までは三歳以上児はゼロという状況で、約半数の定員に満たない状況が続いている。

それから生活保護世帯の学童生徒夏期健全育成扶助費と学童服及び運動衣支給扶助費並びに世帯特別見舞い金は五十八年一月一日現在の生活保護世帯が二百七十五世帯、人員が五百六人であったが、五十九年一月一日では二百八十七世帯の五百八人と、世帯については十二世帯伸びたが、人員については二人というところで人的な伸びがなかったことがまず第一点である。これは当初見込んだよりも人数が少なかったという点である。当初予算で組んだ人員は、夏期健全育成扶助費については百十七人見込んだが、これが九十八人。学童服及び運動衣支給扶助が当初二百十二人計上したところ、これが百八十八人。それから特別見舞い金は延べ五百六十八人予定したが五百四十一人。このようになっているとの説明がなされました。

次の質問として、耐震性貯水槽新築工事があがるが、これはいままでも何基できたのか。また規模と設置場所、今後の計画についての説明に對しまして、現在四基完成している。円筒型の百トン入るもので第一分団の車庫の横、第三小学校の給食センターの手前、わかざり会館、松林会館の四基であり、これらの耐震性貯水槽は最悪の事態で水道

その他が全部使えりい状態のときに三日間市民に飲料水を確保すること基本となっている。その場合、一日一人三リットルを最低限確保するという計画になっている。したがって当市の場合、全域が給水不可能となったとき四百五十トンが必要となる。現在、あと一基を予定していく考えをもっているが、場所についてはまだ検討中であるとの説明の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で各委員長長の報告は終わりました。

これより各委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者

から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第十三号 昭和五十八年度福生市一般会

計補正予算(第六号)について反対討論を行います。

当補正予算は年度末に当たり歳入歳出においてその多くは精算的な内容となっております。昭和五十八年度の当初予算は市民生活に

直接にかかわる福祉、教育予算を前年度並みの水準に据え置いたまま組まれました。その結果、財源が余ったから基金に積み立て、留保してしまふというよりは、市民のさまざまな要求実現と相入れないものです。

今後、市民のための市政を実現する上で、財源が余ったからといってこのように積み立てをするのではなく、市民生活を擁護するために執行されまふよう要求いたしましたとして、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長(田村市郎君) 次に賛成者、三番村野和一郎君。

(三番 村野和一郎君登壇)

○三番(村野和一郎君) 御指名でございますので、議案第十三号 昭和

五十八年度福生市一般会計補正予算（第六号）に対する賛成討論
をさせていただきます。

御案内のように本会には歳入にありましては歳入の確定に伴う補正
であり、また歳出におきましては予算の執行残による精算に基づくもの
でございます。部市施設整備基金に二億四千円を積み立てるの
が主なものでございます。備えあれば憂いなしと言われます。将来に備
えるためのものでございます。

ただ、反対者はいろいろ言われましたが、私は昭和五十八年度の一般
会計予算は適正に運営されており、その執行残であると確信してい
るものでございます。

三常任委員長よりそれが原案であり可決せん旨のお願いが
ございましたが、私も同様に本会を皆さんの御賛同により可決される
ようお願いいたします。賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（田村市郎君） 以上で討論は終わります。

これより議案第十三号について起立により採決いたします。

本会に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

（賛成者起立）

○議長（田村市郎君）

起立多数であります。

よって議案第十三号は、各委
員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君）

日程第十

議案第十四号

昭和五十八年度福生市国

民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から
報告を願います。

（厚生委員長 仲村清信君登壇）

○厚生委員長（仲村清信君）

御指名がございましたので、議案第十四号につ
きまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。